

平成 27 年 2 月 23 日

各 位

管理会社名 サムスン資産運用株式会社  
(管理会社コード：13134)  
代表者名 代表理事社長 尹 用岩  
(銘柄コード：1584 (東証外国 ETF))  
問合せ先 (代理人) 西村あさひ法律事務所  
弁護士 伊東 啓  
(TEL. 03 - 5562 - 8500 )

## 信託契約の変更に関するお知らせ

サムスン KODEX サムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]の管理会社は、信託契約の一部を変更しましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

1. 変更決定日 : 2015 年 2 月 17 日
2. 効力発生日 : 2015 年 2 月 12 日  
(変更決定日は上記 1. のとおり 2015 年 2 月 17 日ですが、金融当局の承認日である 2015 年 2 月 12 日に遡って、以下の変更の効力が発生しております。)
3. 変更の理由 : 韓国における資本市場と金融投資業に関する法律の一部改正等に伴う変更及び文言修正
4. 変更内容 : 32 条、34 条、41 条及び附則  
(下線\_\_は変更箇所です。)

項目	変更前	変更後
第 32 条 (反対受益者の受益証券買取請求権)	①～② 省略 ③ 資産運用会社は、第 1 項の規定による受益証券の買取請求がある場合、金融監督院長の承認を得て受益証券の買取りを延期することができる。 ④ 省略	①～② 省略 ③ 資産運用会社は、第 1 項の規定による受益証券の買取請求がある場合、 <u>買取請求期間の終了日に解約請求したものとみなし、第 25 条の規定に従いその受益証券を買取る。但し、買取資金の不足により買取りに応じることができない場合は、金融監督院長の承認を得て受益証券の買取りを延期することができる。</u> ④ 省略
第 34 条 (投資対象等)	① 資産運用会社は、投資信託財産を次の各号の投資対象及び投資方法で運用する。 1. 法第 4 条第 4 項に定める持分証券の株券(株券上場法人又はコスダック上場法人が発行したもの及び証券市場又はコスダ	① 資産運用会社は、投資信託財産を次の各号の投資対象及び投資方法で運用する。 1. 法第 4 条第 4 項に定める持分証券の株券、 <u>新株引受権の表示されているもの、法律により直接設立された法人が発行した</u>

	<p><u>ック市場</u>で企業公開のために発行した公募株に限る。) (以下「株式」という。)</p> <p>2. ～5. 省略 ② 省略</p>	<p><u>出資証券(証券上場法人が発行したもの及び証券市場)</u>で企業公開のために発行した公募株に限る。) (以下「株式」という。)</p> <p>2. ～5. 省略 ② 省略</p>
第41条 (投資信託分配金の支払)	<p>①～③ 省略 ④ 資産運用会社が第1項乃至第3項の規定により投資信託分配金を分配するにあたり、当該投資信託分配金が投資信託分配金の支払基準日のこの投資信託の利益金を超過する場合は、利益金全額が支払われるものとみなし、利益分配金に満たない場合は分配される金額に相当する利益金が支払われるものとみなす。この場合、<u>所得税法施行令第26条の2第1項第2号により</u>、資産運用会社は、次の各号のいずれかに該当する利益金の分配を留保し、利益金が「ゼロ」より少ない場合も、分配を留保する。</p> <p>1. ～2. 省略</p>	<p>①～③ 省略 ④ 資産運用会社が第1項乃至第3項の規定により投資信託分配金を分配するにあたり、当該投資信託分配金が投資信託分配金の支払基準日のこの投資信託の利益金を超過する場合は、利益金全額が支払われるものとみなし、利益分配金に満たない場合は分配される金額に相当する利益金が支払われるものとみなす。この場合、<u>(文言削除)</u>資産運用会社は、次の各号のいずれかに該当する利益金の分配を留保し、利益金が「ゼロ」より少ない場合も、分配を留保する。</p> <p>1. ～2. 省略</p>
附則	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第1条(施行日)</u> 本信託契約の変更は法により訂正申告書の効力発生日に施行される。<u>(法改正事項の反映及び法的文言明確化)</u></p>

以上